

卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

卸売市場条例を廃止する条例

卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(17) [略] <u>(18) 卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）による手数料</u> (19)～(40) [略]	別表（第2条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(17) [略] <u>(18) 削除</u> (19)～(40) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

- 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例（平成23年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の免除) 第2条 知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に対しては、次に掲げる条例に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(7) [略] <u>(8) 卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）</u> <u>(9) [略]</u>	(手数料の免除) 第2条 知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に対しては、次に掲げる条例に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(7) [略] <u>(8) [略]</u>

- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]

- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。